

第二次市川市環境基本計画〔改訂版〕

～未来を拓く、魅力ある快適な環境の創造に向けて～

＜概要版＞



平成 29 年 10 月

1 はじめに

(1) 市川市環境基本計画とは

「市川市環境基本計画」は、市川市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造のための環境施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

近年、地球温暖化対策や生物多様性の保全と持続可能な利用など、さまざまな環境問題への対応が求められています。また、環境教育への取組の促進や都市・生活型公害への対応など、引き続き対策に取り組むべき課題も残されています。

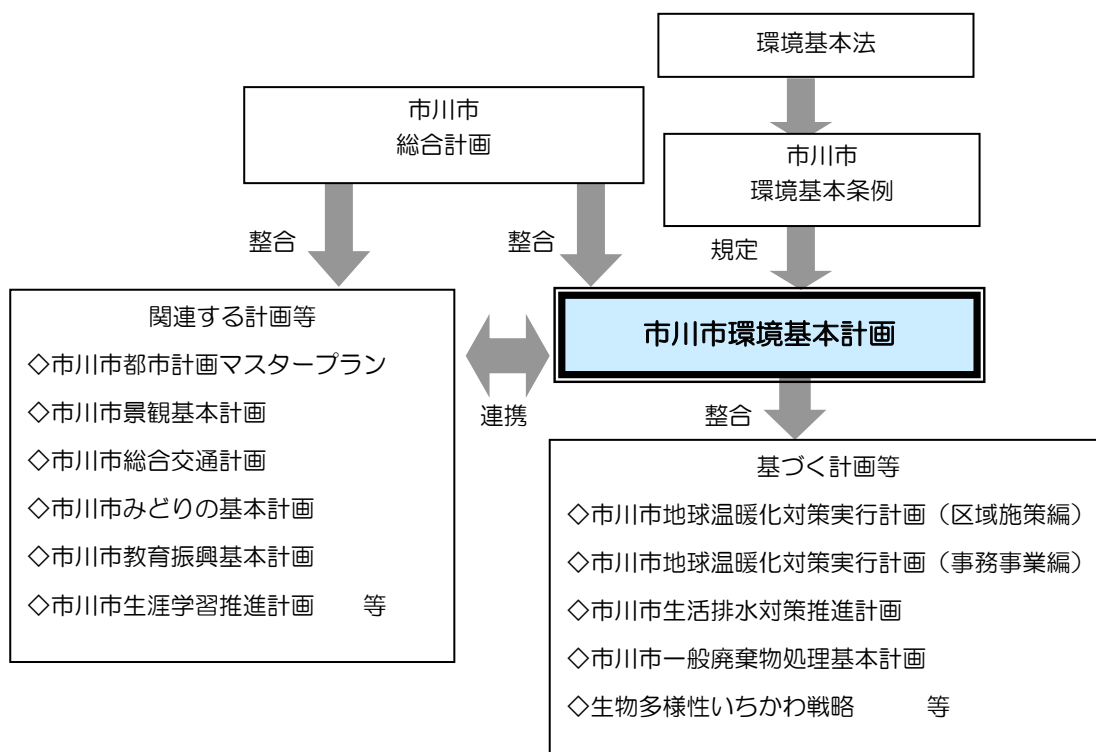
そこで、第一次計画の成果と課題や本市を取り巻く環境の変化等を踏まえて、平成 24 年 3 月、「第二次市川市環境基本計画」を策定し、良好な環境を将来世代に引き継いでいくために、市民・事業者・市が取り組むべき方向性を示しています。

また、計画期間の中間年度である平成 28 年度に、目標・指標の 5 年間の進捗状況を整理し、達成状況を評価、関連計画の改定状況を確認するなどの中間見直しを行い、平成 29 年 10 月に改訂しました。

(2) 位置付け

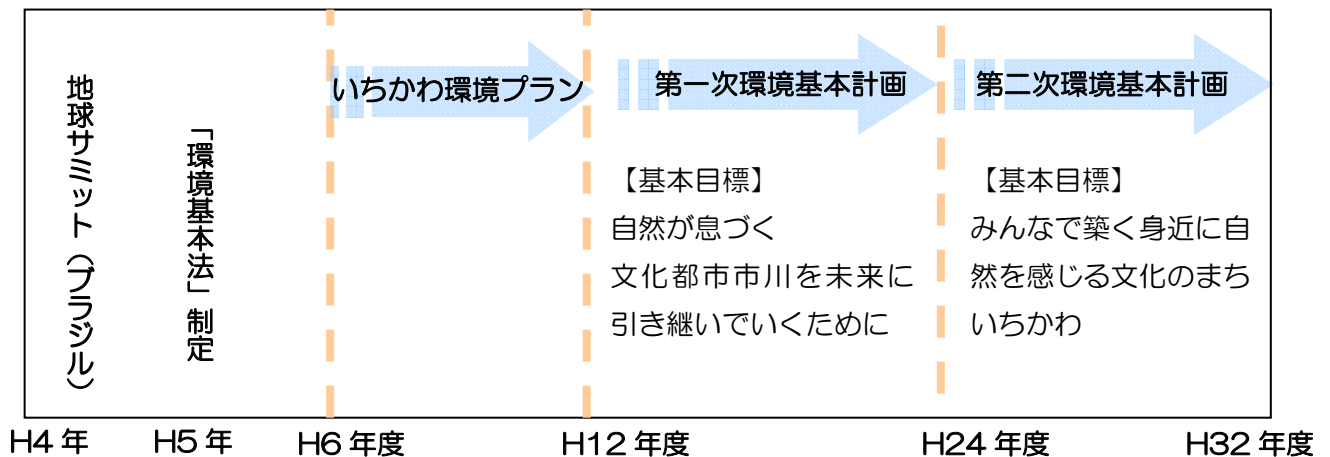
第二次市川市環境基本計画は、市川市総合計画に掲げる将来都市像『ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ』の実現に向けた環境分野の基本計画であり市の環境分野の諸計画に方向性を与えるものです。また、市の他分野の関連計画と連携しながら施策を実施することとしています。

■計画の位置づけ



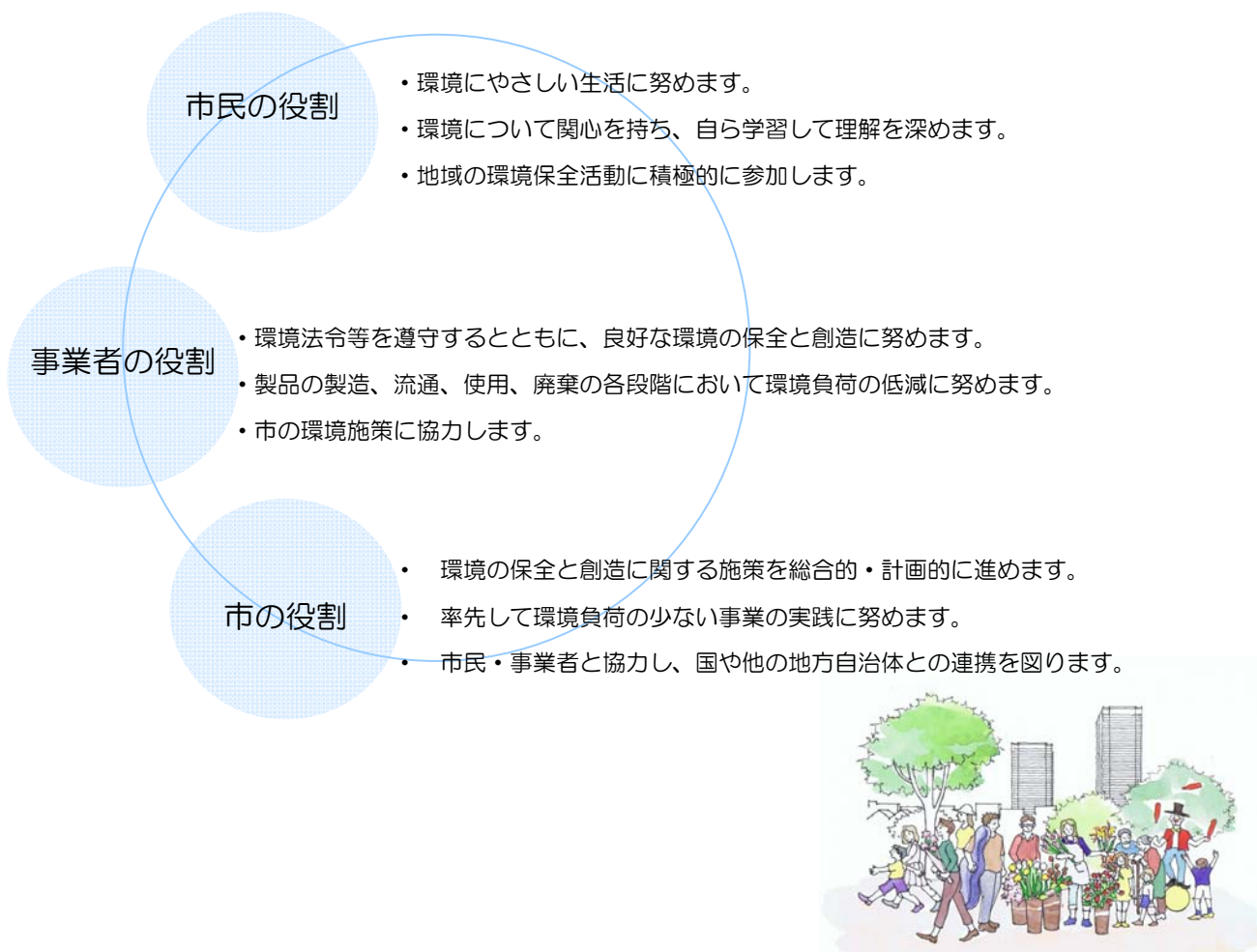
(3) 計画の期間

この計画の期間は、平成 24 年 3 月～平成 33 年 3 月までの 10 年間で



(4) 計画の主体と役割

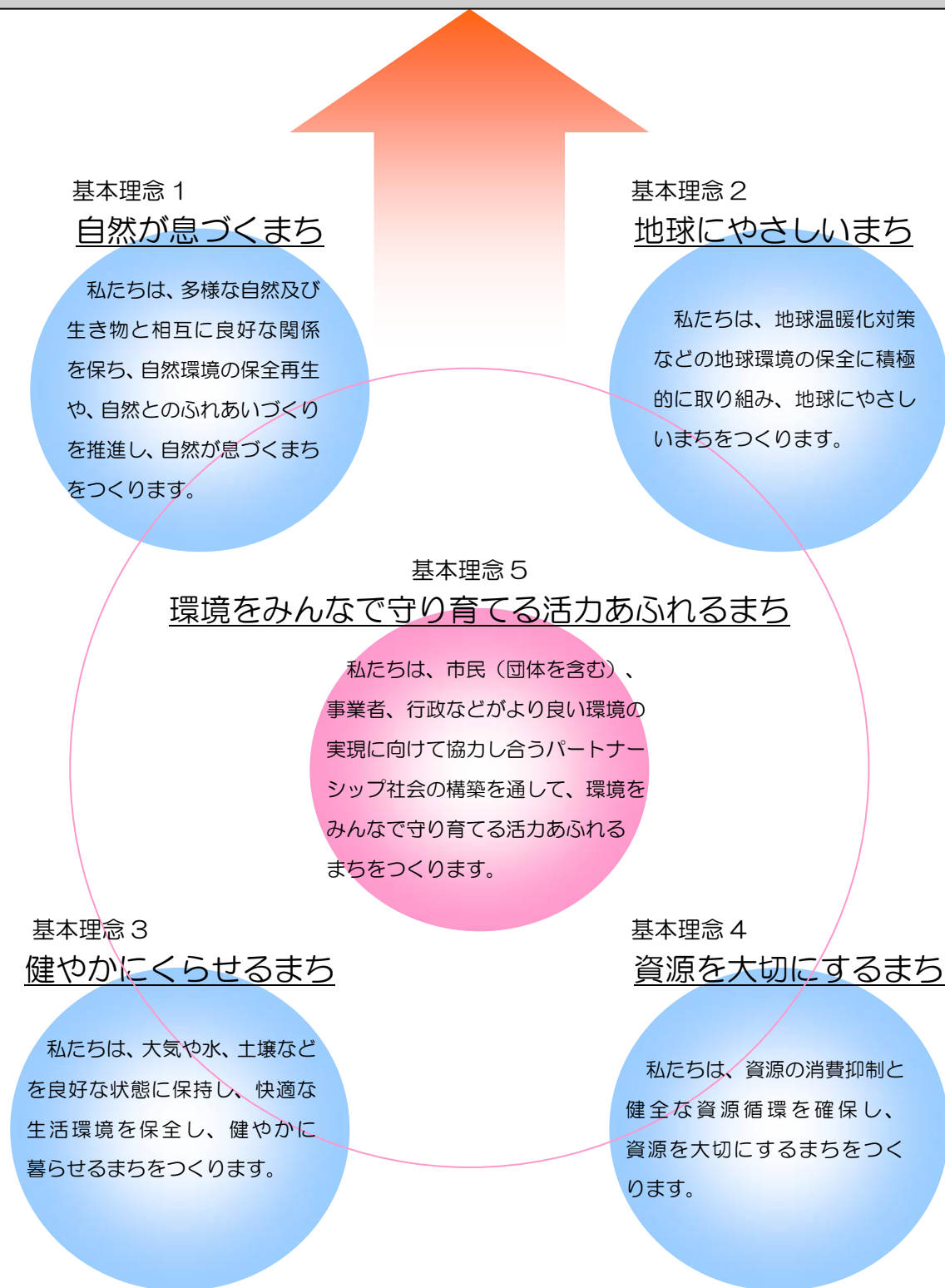
この計画の目標を達成していくためには、市民・団体や事業者や行政がそれぞれの立場で環境の保全と創造に向けた取組みを行い、互いに協力することが大切です。



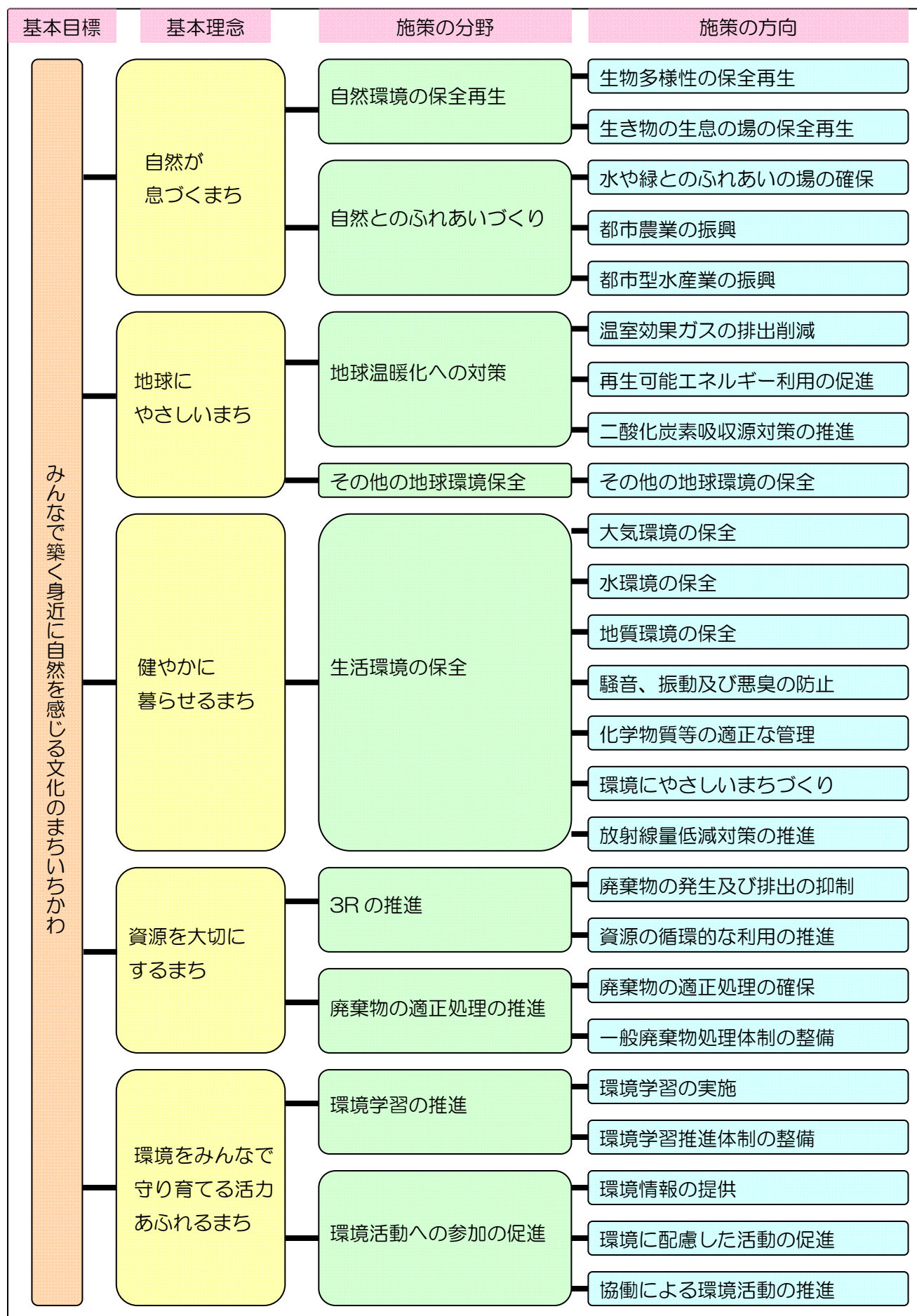
2. 基本目標と理念

基本目標（市川市がめざす環境将来像）

「みんなで築く身近に自然を感じる文化のまちいちかわ」



3. 体系図



4. 取組内容と目標・指標

本計画は、施策の方向別の目標・指標を掲げ、その進捗状況の点検結果を、毎年公表します。

基本理念1

自然が息づくまち

◎施策の方向と取組み

①自然環境の保全再生

(ア) 生物多様性の保全再生

- ・ 自然環境の実態を把握する
- ・ 地域固有の生物多様性を保全再生する
- ・ 生物多様性の考え方をあらゆる主体に浸透させる
- ・ 生物多様性の保全と持続可能な利用についての地域戦略を整備する

(イ) 生き物の生息の場の保全再生

- ・ 緑地（山林、斜面林等）を保全する
- ・ 水辺、湿地、干潟等を保全再生する
- ・ ビオトープなど自然環境の再生を図る
- ・ 開発に際しては、自然環境に配慮する



国府台の斜面林

②自然とのふれあいづくり

(ア) 水や緑とのふれあいの場の確保

- ・ 緑豊かな魅力ある公園等を整備する
- ・ 民有地や公共施設などの緑化を促進する
- ・ 動植物園や自然博物館等の利活用を進める
- ・ 巨木・クロマツの保全に配慮する
- ・ 川や海とふれあえる施設を整備する
- ・ 多自然川づくりによる河川整備を推進する
- ・ 関係機関と連携して三番瀬の再生に努める

(イ) 都市農業の振興

- ・ 減農薬・減化学肥料など環境に配慮した農業を推進する
- ・ 市川産農産物の普及など活力に満ちた農業を推進する
- ・ 市民農園の運営を通して市民に親しまれる農業を推進する

(ウ) 都市型水産業の振興

- ・ 水産物の生育保護の取り組みを促進する
- ・ 水産業と一体となった親水空間の整備を推進する
- ・ 地元水産物の産業を振興する

家庭や職場で取組める行動のヒント

市民の取組み

- ◆ 生物多様性についての理解を深めます。
- ◆ 緑地の保全に協力します。
- ◆ 公園等や河川敷の維持管理活動に協力します。
- ◆ 都市農業に対する理解を深め、地産地消を心がけます。
- ◆ 地元水産物の購入を心がけます。

事業者の取組み

- ◆ 生物多様性に配慮した事業活動を行います。
- ◆ 開発に際しては、自然環境に配慮します。
- ◆ 敷地内の緑化を推進します。
- ◆ 減農薬による農業を行います。
- ◆ 地元水産物の安定した供給に努めます。

地球にやさしいまち

◎施策の方向と取組み

①地球温暖化への対策

(ア) 温室効果ガスの排出削減

- ・日常生活における温室効果ガスの排出削減を促進する
- ・事業活動における温室効果ガスの排出削減を促進する
- ・住宅やビルなどの建築物の省エネルギー性能の向上を促進する
- ・地球温暖化対策を計画的に推進する

(イ) 再生可能エネルギーの利用の推進

- ・太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー設備の普及を促進する
- ・公共施設に再生可能エネルギー設備の導入を図る

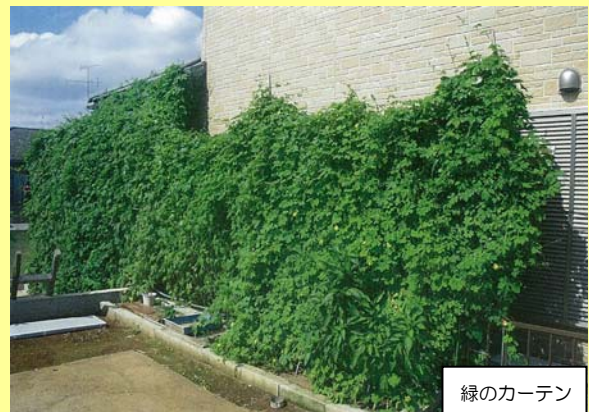
(ウ) 二酸化炭素吸収源対策の推進

- ・山林や斜面林等を保全する
(地球温暖化対策)
- ・公園や公共施設内の緑化を推進する
(地球温暖化対策)
- ・屋上、壁面緑化を促進する(地球温暖化対策)
- ・森林保護に関する啓発を推進する(地球温暖化対策)

②その他の地球環境の保全

(ア) その他の地球環境の保全

- ・酸性雨の原因物質の排出抑制を促進する
- ・オゾン層を破壊するフロン類の排出抑制を促進する
- ・地球環境問題の情報を収集し、提供する



緑のカーテン



太陽光発電システム

家庭や職場で取組める行動のヒント

市民の取組み

- ◆日常生活における省エネルギーに取り組めます。
- ◆再生可能エネルギー設備の設置に努めます。
- ◆生垣や壁面などの緑化に努めます。
- ◆地球環境問題に関する理解を深めます。

事業者の取組み

- ◆事業活動における省エネルギーに取り組めます。
- ◆再生可能エネルギーの利用や関連する製品・サービスの提供に努めます。
- ◆屋上や壁面などの緑化に努めます。
- ◆フロン類の適正処理など地球環境保全への取り組みに努めます。

基本理念 3

健やかに暮らせるまち

◎施策の方向と取組み

①生活環境の保全

- (ア) 大気環境の保全
- (イ) 水環境の保全
- (ウ) 地質環境の保全
- (エ) 騒音、振動及び悪臭の防止
- (オ) 化学物質等の適正な管理
- (カ) 環境にやさしいまちづくり
- (キ) 放射線量低減対策の推進



クロマツとまち並み



自動測定機



空間放射線量の測定



大気環境常時監視測定

家庭や職場で取組める行動のヒント

市民の取組み

- ◆自家用車の利用を控えるよう努めます。
- ◆家庭でできる生活排水対策を実践します。
- ◆地質環境の保全に関する理解を深めます。
- ◆日常生活から発生する音や臭いについて近隣に配慮します。
- ◆化学物質に関する正しい知識を身に付けます。
- ◆環境に配慮した街づくりに対する理解を深めます。
- ◆市の取り組みに協力します。

事業者の取組み

- ◆大気汚染物質の排出抑制に努めます。
- ◆事業系排水の適正な処理を行います。
- ◆有害物質の地下への漏洩防止に努めます。
- ◆事業活動や建設作業において、騒音や振動の低減に努めます。
- ◆化学物質の排出量の削減に努めます。
- ◆地域の景観づくりに協力します。
- ◆「市川市の放射線量低減の取り組みに係る基本方針」に沿った取り組みに協力します。

基本理念 4

資源を大切にすまち

◎施策の方向と取組

①3Rの推進

(ア) 廃棄物の発生及び排出の抑制

- ・ライフスタイルの変革による廃棄物の減量を促進する
- ・リユース（再使用）を促進する
- ・事業系ごみの減量を促進する
- ・製造段階から廃棄物の減量や再資源化を考えたサイクルの構築を促進する
- ・廃棄物の発生を抑制する経済的手法を検討する

(イ) 資源の循環的な利用の推進

- ・資源回収を推進する
- ・製造・販売事業者による再資源化への取り組みを促進する
- ・事業系ごみの再資源化を促進する

②廃棄物の適正処理の推進

(ア) 廃棄物の適正処理の確保

- ・家庭ごみの分別排出を促進する
- ・事業系ごみの適正処理を促進する
- ・廃棄物の不法投棄対策を推進する

(イ) 一般廃棄物処理体制の整備

- ・一般廃棄物の収集運搬体制の最適化を図る
- ・一般廃棄物処理施設の適切な施設運営を行う
- ・一般廃棄物処理施設の計画的な設備等の修繕・更新を行う
- ・次期クリーンセンターの建設計画の検討を進める
- ・焼却灰等の再資源化と最終処分先の安定確保を図る
- ・し尿及び浄化槽汚泥の適正処理を推進する



市川市クリーンセンター

家庭や職場で取組める行動のヒント

市民の取組み

- ◆ごみの発生の少ないライフスタイルを実践します。
- ◆資源の回収に協力します。
- ◆資源物とごみの分別排出に協力します。
- ◆廃棄物処理に対する理解を深めます。

事業者の取組み

- ◆事業系ごみの減量を推進します。
- ◆事業系ごみの再資源化に努めます。
- ◆事業系ごみを適正に処理します。
- ◆廃棄物処理体制の整備に関する施策に協力します。

環境をみんなで守り育てる活力あふれるまち

◎施策の方向と取組

①環境学習の推進

(ア) 環境学習の実施

- ・学校教育における環境学習を充実する
- ・地域での活動を通じた環境学習の充実を図る
- ・暮らしや事業活動に結びつけた環境学習を推進する

(イ) 環境学習推進体制の整備

- ・環境学習に関する支援体制を整備する
- ・環境活動の指導者づくりを推進する
- ・環境学習から自主的な環境活動への進展を促進する



②環境活動への参加の促進

(ア) 環境情報の提供

- ・環境に関する情報を体系的に収集・整理する
- ・環境に関する情報を様々な手段で分かりやすく提供する
- ・市民・事業者と環境に関する情報の共有を促進する

(イ) 環境に配慮した活動の促進

- ・環境に配慮したライフスタイルを促進する
- ・環境に配慮した事業活動を促進する
- ・環境マネジメントシステムの導入を促進する
- ・地域での環境保全活動への参加を促進する
- ・グリーン購入の促進など、環境配慮型市場の拡大を図る

(ウ) 協働による環境活動の推進

- ・市民活動団体（ボランティア団体や NPO 等）への支援を行う
- ・市民活動団体などの交流や連携を促進する
- ・参加型の環境に配慮した活動を促進する
- ・県や他の近隣自治体などとの連携を図る

家庭や職場で取組める行動のヒント

市民の取組み

- ◆生活と関連する様々な環境問題について学びます。
- ◆環境活動を実践するための能力を身に付けるよう努めます。
- ◆広報紙や Web ページの環境情報を活用します。
- ◆環境配慮型の製品やサービスの購入など、環境に配慮したライフスタイルに取り組みます。
- ◆市民活動団体の環境活動への理解と協力に努めます。

事業者の取組み

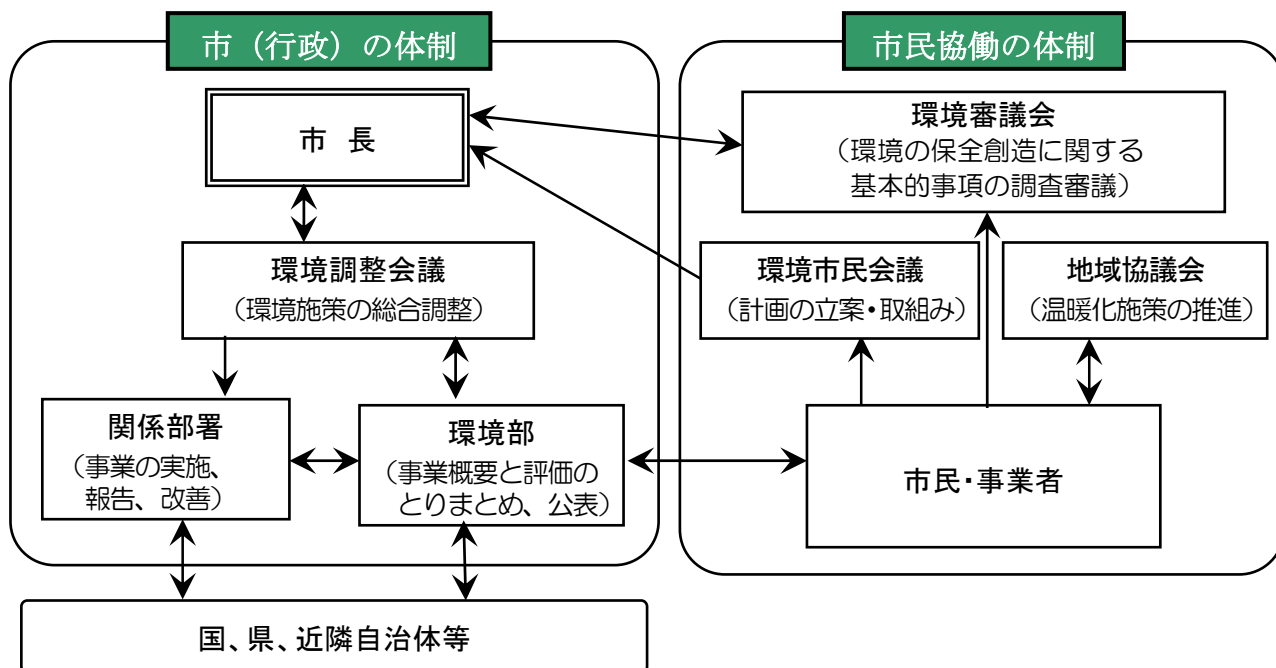
- ◆事業活動と関連する様々な環境問題について学びます。
- ◆環境活動を支援できる人材等を養成し、環境学習の推進に貢献します。
- ◆環境に関する情報の収集と提供を行います。
- ◆環境配慮型の製品やサービスの提供などを通して、事業活動における環境負荷の低減に努めます。
- ◆環境イベントに参加し、他団体等との連携を図ります。

5. 計画の推進

(1) 推進体制の整備

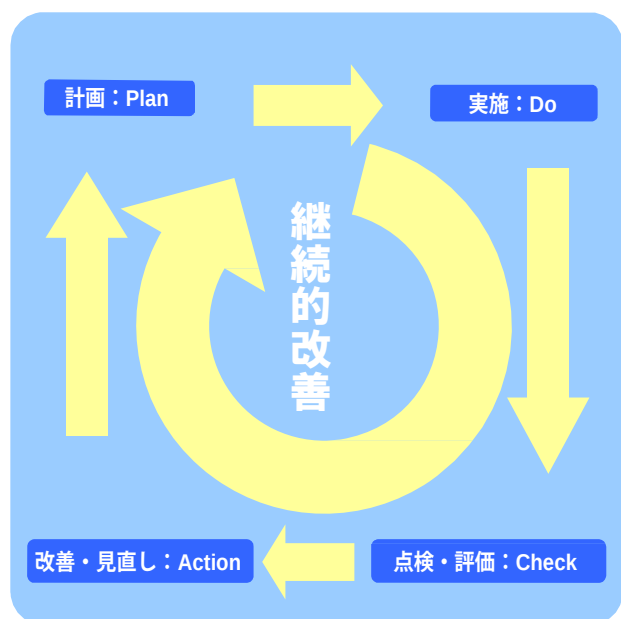
本計画を積極的に推進し、実効性のあるものとするため、市民・事業者・関係機関などと連携・協働し、総合的に推進する体制を整備していきます。

■推進体制



(2) 進行管理

本計画の達成状況について PDCA サイクルを活用しながら積極的に進行管理を行い、目標の達成度の評価(注)と更なる改善を行います。



計画（Plan）

- ・本計画や関連計画等の策定
- ・施策とその工程、目標などの設定
- ・計画策定への参加（協働）

実施（Do）

- ・施策の実施
- ・施策に関する情報提供
- ・施策への参加（協働）

点検・評価（Check）

- ・環境の現状の把握と評価
- ・施策の実施状況の把握と評価
- ・アンケート等を通じた評価（協働）

改善・見直し（Action）

- ・評価結果を踏まえた施策の見直し
- ・環境審議会などからの意見の反映
- ・環境市民会議等からの提案（協働）

■基本理念の分野別の目標・指標

	施策の分野	目標・指標項目	現状 (平成 22 年)	平成 32 年度
自然環境	自然環境の保全再生	自然環境モニタリング調査結果における生息種類	92 種	→
		市有緑地の面積	56.50ha	↗
	自然とのふれあいづくり	市民一人あたりの都市公園面積	3.08m ² /人	4.73m ² /人 (平成 37 年)
		エコファーマー登録者数	66 人	↑
		市民農園等の設置数	12 施設	↗
		浅海養殖や漁場改良等の補助件数	延べ 4 件	↗
地球環境	地球温暖化への対策	市全体での二酸化炭素排出量	4,511 千 t-CO ₂ (平成 18 年)	2,394 千 t-CO ₂ (平成 32 年)
		太陽光発電システム (10kW 未満) の設置容量	10,453kW (平成 25 年)	22,000kW (平成 32 年)
		市全域の緑地面積	1,713ha	1,842ha(平成 37 年)
生活環境	生活環境の保全	大気環境の環境基準	基準達成	基準達成及び、 年平均値を下回る
		水環境の環境基準		
		地質環境の環境基準		
		騒音の環境基準		
		化学物質等の環境基準		
		景観計画特定区域・景観協定区域等の件数	延べ 1 件	↗
		下水道普及率	67.3%	↗
		都市計画道路の整備率	42.3%	↗
		特定地区の吸い殻の数	157 本(注 2)	↘
資源循環	3Rの推進	市民一人 1 日あたりのごみ排出量	856 g	760 g (平成 36 年)
		資源化率	18.1%	27% (平成 36 年)
	廃棄物の適正処理の推進	不法投棄の処理量	861 t	↘
		ごみの最終処分量	16,874 t	7,200 t (平成 36 年)
協働	環境学習の推進	生物多様性に関する講座への参加者数	134 人/年 (平成 24 年)	200 人/年 (平成 32 年)
		いちかわこども環境クラブの登録団体数	26 グループ	→
	環境活動への参加の促進	環境情報の市 Web ページのアクセス数	96,631PV	↗
		エコライフ推進員の活動回数・啓発人数	34 回・4,370 人	→
		環境保全協定の締結数	72 社	→
		市におけるグリーン購入割合	93.5%	100%
		いちかわ環境フェアの出展者数・参加者数	57 団体・9,000 人	↗
		ボランティア・NPO 活動センターの利用者数	10,035 人	↗

詳しくは、市川市公式 Web サイトに掲載しております「第二次市川市環境基本計画〔改訂版〕」本文をご参照ください。

発行者 市川市環境部環境政策課
〒272-0033
千葉県市川市市川南 2 丁目 9 番 12 号
TEL 047-712-6305
<http://www.city.ichikawa.lg.jp/>